

令和6年第4回定例市議会議案

岸和田市

令和6年第4回定例市議会議案

議案番号	件名	備考・頁
報告第17号	専決処分の報告について	P. 5
議案第86号	専決処分の承認を求めるについて (令和6年度岸和田市一般会計補正予算(第4号))	P. 19
議案第87号	岸和田市まち・ひと・しごと創生基金条例の制定について	P. 45
議案第88号	岸和田市上水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	P. 49
議案第89号	岸和田市事務分掌条例の一部改正について	P. 53
議案第90号	岸和田市附属機関条例等の一部改正について	P. 57
議案第91号	岸和田市附属機関条例及び特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	P. 63
議案第92号	岸和田市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正について	P. 67
議案第93号	岸和田市国民健康保険条例の一部改正について	P. 71
議案第94号	岸和田城条例の一部改正について	P. 75
議案第95号	岸和田市開発行為等の手続等に関する条例等の一部改正等について	P. 79
議案第96号	岸和田市営住宅条例の一部改正について	P. 85
議案第97号	令和6年度岸和田市一般会計補正予算(第5号)	P. 89
議案第98号	令和6年度岸和田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	P. 97
議案第99号	令和6年度岸和田市自転車競技事業特別会計補正予算(第2号)	P. 101

議案番号	件名	備考・頁
議案第100号	指定管理者の指定について（岸和田市立福祉総合センター）	P. 105
議案第101号	人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めるについて	別途送付
議案第102号	人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めるについて	〃

報告第17号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により本議会に報告する。

令和6年12月9日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

専決処分第21号

損害賠償の額を定め和解するについて

本市は、次のとおり損害賠償の額を定め、和解するため、地方自治法第180条第1項並びに市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により専決処分する。

令和6年9月12日処分

岸和田市長 永 野 耕 平

記

損害賠償の発生原因	金 額
消火活動時における建物損壊事故	66,000円 (屋根修繕費)

専決処分第22号

損害賠償の額を定め和解するについて

本市は、次のとおり損害賠償の額を定め、和解するため、地方自治法第180条第1項並びに市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により専決処分する。

令和6年9月27日処分

岸和田市長 永 野 耕 平

記

損害賠償の発生原因	金 額
市道上における自動車損傷事故	4,350円 (車両修繕費)

専決処分第24号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条
例を次のとおり制定するものとする。

令和6年10月29日処分

岸和田市長 永 野 耕 平

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例の一部改正)

第1条 集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例(昭和26年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第5条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第15号)第25条の2第3号及び第4号並びに第25条の3第1項第1号及び同条第5項第1号
- (2) 岸和田市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(平成17年条例第8号)第7条第1号
- (3) 岸和田市水防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(平成18年条例第5号)第7条第1号

(職員の退職手当に関する条例及び岸和田市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部改正)

第3条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 職員の退職手当に関する条例(昭和32年条例第16号)第13条第1項第1号及び同条第5項第2号、第14条の見出し及び同条第1項第1号、第15条第1項第1号並びに第17条第4項
- (2) 岸和田市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例(平成17年条例第7号)第4条第1号

(岸和田市職員の退職年金及び退職一時金に関する条例の一部改正)

第4条 岸和田市職員の退職年金及び退職一時金に関する条例(昭和35年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号中「懲役若しくは禁この刑」を「拘禁刑」に改め、同項第3号中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

第15条第3号及び第21条第2号中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

第25条及び第44条中「懲役又は禁この刑」を「拘禁刑」に改める。

(岸和田市ラブホテル建築規制条例等の一部改正)

第5条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 岸和田市ラブホテル建築規制条例(昭和59年条例第42号)第14条第1項及び第2項
- (2) 岸和田市環境保全条例(平成15年条例第16号)第88条から第90条まで

(3) 岸和田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第26号）附則第3条第3項及び第4項並びに附則第4条第3項及び第4項

(4) 岸和田市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第38号）第53条から第55条まで

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）の施行の日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第3条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第4条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）（次条及び第6条において「刑法等一部改正法等」という。）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第25条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第5項（第3号に係る

部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 刑法等一部改正法等及びこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第13条第1項及び第5項、第14条第1項(第1号に係る部分に限る。)並びに第17条第4項並びに職員の退職手当に関する条例第17条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(経過措置の規則への委任)

第6条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

専決処分第25号

損害賠償の額を定め和解するについて

本市は、次のとおり損害賠償の額を定め、和解するため、地方自治法第180条第1項並びに市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により専決処分する。

令和6年11月5日処分

岸和田市長 永野耕平

記

損害賠償の発生原因	金額
公用車運転中における自動車接触事故	16,110円 (車両修繕費)

議案第86号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により本議会に報告し承認を求める。

令和6年12月9日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

専決処分第23号

令和6年度岸和田市一般会計補正予算（第4号）

令和6年度岸和田市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ68,752千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89,727,456千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年10月1日処分

岸和田市長 永 野 耕 平

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 府支出金		7,187,002	68,752	7,255,754
	03 委託金	342,928	68,752	411,680
歳入合計		89,658,704	68,752	89,727,456

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
02 総務費		7,277,773	68,752	7,346,525
	04 選挙費	35,745	68,752	104,497
歳 出 合 計		89,658,704	68,752	89,727,456

各會計事項別明細書

一 般 会 計

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
16 府支出金	7,187,002	68,752	7,255,754
歳入合計	89,658,704	68,752	89,727,456

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
02 総務費	7,277,773	68,752	7,346,525
歳出合計	89,658,704	68,752	89,727,456

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
0	68,752	0	0	0
0	68,752	0	0	0

2 歳 入

(款) 16 府支出金 (項) 03 委託金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
16 府支出金	7,187,002	68,752	7,255,754
03 委託金	342,928	68,752	411,680
01 総務費委託金	276,514	68,752	345,266

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
04 選挙費委託金	68,752	衆議院議員総選挙費等委託金	68,752 (選挙管理委員会事務局)

3 歳 出

(款) 02 総務費 (項) 04 選挙費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
02 総務費	7,277,773	68,752	7,346,525	68,752	0	0	0
04 選挙費	35,745	68,752	104,497	68,752	0	0	0
03 衆議院議員総 選挙及び最高 裁判所裁判官 国民審査費	0	68,752	68,752	68,752	0	0	0

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
01 報酬	11,106	133500	01 報酬 11,106
03 職員手当等	18,600	衆議院議員総選挙及び 最高裁判所裁判官国民 審査事業 (選挙管理委員会事務局)	非常勤職員報酬 2,138 会計年度任用職員報酬 8,968
07 報償費	328		03 職員手当等 18,600 超過勤務手当 16,900 管理職員特別勤務手当 1,700
08 旅費	120		07 報償費 328 報償金 328
10 需用費	2,746		08 旅費 120 費用弁償 2 普通旅費 15 会計年度任用職員費用弁償 103
11 役務費	11,226		10 需用費 2,746 消耗品費 1,325 食糧費 584 印刷製本費 667 修繕料 170
12 委託料	18,101		11 役務費 11,226 通信運搬費 8,035 手数料 3,191
13 使用料及び賃借料	5,395		12 委託料 18,101 その他の委託料 18,101
17 備品購入費	1,130		13 使用料及び賃借料 5,395 電算機器・システム使用料 2,215 車両借上料 945 会場等借上料 1,053 その他の使用料及び賃借料 1,182
			17 備品購入費 1,130 機械器具費 1,100 図書購入費 30

1) 補正予算給与費明細書

1) 補正予算給与費明細書

1 特別職

区	分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
			報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	長 等	人 4	千円	千円 41,280	千円 22,262	千円 63,542	千円 12,632	千円 76,174	
	議 員	24	173,883		73,030	246,913	50,943	297,856	
	そ の 他	1,519	135,636			135,636		135,636	
	計	1,547	309,519	41,280	95,292	446,091	63,575	509,666	
補 正 前	長 等	4		41,280	22,262	63,542	12,632	76,174	
	議 員	24	173,883		73,030	246,913	50,943	297,856	
	そ の 他	1,376	133,498			133,498		133,498	
	計	1,404	307,381	41,280	95,292	443,953	63,575	507,528	
比 較	長 等	0		0	0	0	0	0	
	議 員	0	0		0	0	0	0	
	そ の 他	143	2,138			2,138		2,138	
	計	143	2,138	0	0	2,138	0	2,138	

2 一般職

(1) 総括

(一般会計)

区 分	職 員 数				給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
	職 員	任期付職員	再 任 用	会 計 年 度 任 用 職 員	報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	人 1,357	人 1	人 48	人 (1,545)	千円 1,716,109	千円 5,294,743	千円 4,660,395	千円 11,671,247	千円 1,986,123	千円 13,657,370	
補 正 前	1,357	1	48	(1,359)	1,707,141	5,294,743	4,641,795	11,643,679	1,986,123	13,629,802	
比 較	0	0	0	(186)	8,968	0	18,600	27,568	0	27,568	

() 内はパートタイム会計年度任用職員

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	超 過 勤 務 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当
		補 正 後	千円 282,723
	補 正 前	265,823	4,830
	比 較	16,900	1,700

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数			給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
	職 員	任期付職員	再 任 用	報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	人 1,357	人 1	人 48	千円	千円 5,294,743	千円 4,197,801	千円 9,492,544	千円 1,770,262	千円 11,262,806	
補 正 前	1,357	1	48		5,294,743	4,179,201	9,473,944	1,770,262	11,244,206	
比 較	0	0	0		0	18,600	18,600	0	18,600	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	超 過 勤 務 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当
	補 正 後	千円 282,723	千円 6,530
	補 正 前	265,823	4,830
	比 較	16,900	1,700

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
	会計年度任用職員	報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	人 (1,545)	千円 1,716,109	千円	千円 462,594	千円 2,178,703	千円 215,861	千円 2,394,564	
補 正 前	(1,359)	1,707,141		462,594	2,169,735	215,861	2,385,596	
比 較	(186)	8,968		0	8,968	0	8,968	

() 内はパートタイム会計年度任用職員

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 額 の 増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
報 酬	千円 8,968	1	その他の増減分	千円 8,968	
職員手当	18,600	1	その他の増減分	超過勤務手当 16,900 管理職員特別勤務手当 1,700	

議案第87号

岸和田市まち・ひと・しごと創生基金条例の 制定について

岸和田市まち・ひと・しごと創生基金条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年12月9日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市まち・ひと・しごと創生基金条例

(設置の目的)

第1条 地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の円滑な推進に資するため、岸和田市まち・ひと・しごと創生基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計の歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第88号

岸和田市上水道事業及び下水道事業の設置等に関する
条例の一部改正について

岸和田市上水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部
を次のとおり改正するものとする。

令和6年12月9日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市上水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例

岸和田市上水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第25号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

岸和田市下水道事業の設置等に関する条例

第1条の見出し中「上水道事業及び下水道事業」を「下水道事業」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第1条の2中「の規定の全部」を「第2条第2項に規定する財務規定等」に改める。

第2条第1項中「上水道事業及び下水道事業」を「下水道事業」に改め、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とする。

第3条から第6条までを削る。

第7条中「上水道事業及び」を削り、同条を第3条とする。

第8条中「上水道事業及び」を削り、同条を第4条とする。

第9条中「上水道事業及び下水道事業」を「下水道事業」に改め、同条を第5条とする。

第5条の次に次の1条を加える。

（会計事務の処理）

第6条 法第34条の2ただし書の規定に基づき、下水道事業の出納その他の会計事務のうち、次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

(1) 公金の収納及び支払に関する事務

(2) 公金の保管に関する事務

第10条の見出し中「提出」を「作成等」に改め、同条第1項中「管理者」を「市長」に改め、「上水道事業及び」を削り、「市長に提出」を「作成」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「提出」を「作成」に改め、同項第3号中「上水道事業及び」を削り、「管理者」を「市長」に改め、同条第3項中「管理者」を「市長」に、「提出」を「作成」に改め、同条を第7条とする。

第7条の次に次の1条を加える。

（その他）

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(岸和田市上水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例による改正後の岸和田市下水道事業の設置等に関する条例第7条の規定は、令和7年度以降の事業年度の業務の状況を説明する書類の作成について適用し、令和6年度以前の事業年度の業務の状況を説明する書類の提出については、なお従前の例による。

(重要な公の施設の廃止又は長期かつ独占的な利用の許可に関する条例の一部改正)

- 3 重要な公の施設の廃止又は長期かつ独占的な利用の許可に関する条例（昭和39年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次の各号に掲げる公の施設」を「下水道事業施設」に改め、同条各号を削る。

第3条中「次の各号に掲げる公の施設」を「下水道事業施設」に、「第96条第1項第10号」を「第96条第1項第11号」に改め、同条各号を削る。

議案第89号

岸和田市事務分掌条例の一部改正について

岸和田市事務分掌条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和6年12月9日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市事務分掌条例の一部を改正する条例

岸和田市事務分掌条例（昭和49年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市民環境部」を「市民健康部」に、	「福祉部	を	「福祉部
	保健部		子ども家庭
	子ども家庭応援部		魅力創造部
	魅力創造部		環境農林水
	まちづくり推進部		まちづくり
	建設部		建設部
	公営競技事業所」		下水道河川 公営競技事

応援部

産部
推進部 に改める。

部
業所」

第2条市民環境部の項中「市民環境部」を「市民健康部」に改め、同項第12号及び第13号を次のように改める。

- (12) 保健衛生及び健康づくりに関すること。
- (13) 国民健康保険及び高齢者医療に関すること。

第2条市民健康部の項第14号を削り、同条福祉部の項第2号中「保健部及び」を削り、同項に次の1号を加える。

- (3) 介護保険に関すること。

第2条保健部の項を削る。

第2条魅力創造部の項第5号を削り、同項第6号を同項第5号とし、同項第7号を同項第6号とし、同項の次に次のように加える。

環境農林水産部

- (1) 環境の保全及び公害防止に関すること。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関すること。

(3) 廃棄物の減量及び再利用に関すること。

(4) 農業、林業及び水産業の振興に関すること。

第2条まちづくり推進部の項第2号中「交通政策」の次に「及び交通安全」を加え、同条建設部の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号を第5号とし、同条に次のように加える。

下水道河川部

(1) 下水道及び広域水道に関すること。

(2) 河川及び水路に関すること。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第90号

岸和田市附属機関条例等の一部改正について

岸和田市附属機関条例等の一部を次のとおり改正するものとする。

令和6年12月9日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市附属機関条例等の一部を改正する条例

(岸和田市附属機関条例の一部改正)

第1条 岸和田市附属機関条例（平成15年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条」を削る。

別表第3項を削る。

(岸和田市情報公開条例の一部改正)

第2条 岸和田市情報公開条例（平成12年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、上水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長」を削る。

(岸和田市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第3条 岸和田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、上水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長」を削る。

(岸和田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

第4条 岸和田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成25年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程」を削る。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第5条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成8年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「一般の派遣職員」を「派遣職員」に改め、同条第1項中「のうち、企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第2項の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員以外のもの（以下第7条までにおいて「一般の派遣職員」という。）」を削り、同条第2項中「一般の派遣職員」を「派遣職員」に改める。

第5条、第6条（見出しを含む。）及び第7条（見出しを含む。）中「一般の派遣職員」を「派遣職員」に改める。

第8条を削り、第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第6条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条中「（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289

号) 第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。) である派遣職員を除く。第6条及び第7条において同じ。)」を削る。

第5条中「(企業職員である職員を除く。第7条において同じ。)」を削る。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第15条中「(企業職員である職員を除く。以下第18条までにおいて同じ。)」を削る。

(岸和田市職員の厚生制度に関する条例の一部改正)

第7条 岸和田市職員の厚生制度に関する条例(平成21年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号を削り、同条第4号中「前各号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とする。

(特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第8条 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第2号の表上下水道事業運営審議会委員の項を削る。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第9条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号から第18号までを1号ずつ繰り上げる。

第9条を削り、第10条を第9条とし、第11条から第15条までを1条ずつ繰り上げる。

第16条を削る。

第17条第2項中「、管理者」を「市長」に改め、同条を第15条とし、第18条を第16条とし、第19条から第23条までを2条ずつ繰り上げる。

(職員退職手当に関する条例の一部改正)

第10条 職員退職手当に関する条例(昭和32年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中「地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号の職員で同法第6条第1項ただし書に規定する者以外のもの及び」を削る。

(岸和田市特別会計条例の一部改正)

第11条 岸和田市特別会計条例(昭和39年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

(岸和田市債権管理条例の一部改正)

第12条 岸和田市債権管理条例（平成30年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「、上水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長」を削る。

第4条中「上水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長並びに」を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第91号

岸和田市附属機関条例及び特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

岸和田市附属機関条例及び特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和6年12月9日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市附属機関条例及び特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(岸和田市附属機関条例の一部改正)

第1条 岸和田市附属機関条例（平成15年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表岸和田市特別職報酬等審議会の項の次に次のように加える。

岸和田市人事給与制度調査審議会	職員の人事及び給与に係る制度についての調査審議に関する事務	3人以内
-----------------	-------------------------------	------

(特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2号の表公務災害補償等審査会委員の項の次に次のように加える。

人事給与制度調査審議会委員	日額	9,000円	上記に同じ
---------------	----	--------	-------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第92号

岸和田市重度障害者の医療費の助成に関する条例の
一部改正について

岸和田市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部を次のと
おり改正するものとする。

令和6年12月9日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

岸和田市重度障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「第7条第2項に規定する医療受給者証」を「第7条第2項に規定する受給者証等」に改める。

第5条第4号中「当該申請のあった日の属する月の初日以後において」を削り、「かつ、特別児童扶養手当1級に該当する者で特別児童扶養手当証書の様式を定める省令（平成15年厚生労働省令第53号）に規定する特別児童扶養手当証書（以下「特別児童扶養手当証書」という。）の交付を受けた者」を「当該特定医療費（指定難病）受給者証に記載された有効期間（難病の患者に対する医療等に関する法律第9条に規定する支給認定の有効期間をいう。）の初日が、当該申請のあった日の属する月の初日以後である者」に、「これらの交付を受けた日のいずれか遅い日」を「当該有効期間の初日」に改め、同条第5号中「当該申請のあった日の属する月の初日以後において」を削り、「かつ、特別児童扶養手当証書の交付を受けた者」を「当該特定疾患医療受給者証に記載された有効期間（大阪府特定疾患に係る医療費の援助に関する規則第8条に規定する有効期間をいう。）の初日が、当該申請のあった日の属する月の初日以後である者」に、「これらの交付を受けた日のいずれか遅い日」を「当該有効期間の初日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、令和6年11月1日から適用する。

議案第93号

岸和田市国民健康保険条例の一部改正について

岸和田市国民健康保険条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和6年12月9日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

岸和田市国民健康保険条例（平成20年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「6箇月」の次に「(被保険者が急患等として保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受けた場合にあっては、資力の活用が可能となるまでの期間として1年)」を加える。

第49条第1項中「6箇月」の次に「(急患等として保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受けた被保険者に係る保険料の納付にあっては、資力の活用が可能となるまでの期間として1年)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第94号

岸和田城条例の一部改正について

岸和田城条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和6年12月9日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田城条例の一部を改正する条例

岸和田城条例（平成19年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「午前10時」を「午前9時」に改め、同条第2項中「次の各号のいずれかに該当する」を「12月29日から翌年1月3日までの」に改め、同項各号を削る。

別表第2中「午前10時」を「午前9時」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第95号

岸和田市開発行為等の手続等に関する条例等の
一部改正等について

岸和田市開発行為等の手続等に関する条例等の一部を次のとおり改正するものとする。

令和6年12月9日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市開発行為等の手続等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(岸和田市開発行為等の手続等に関する条例の一部改正)

第1条 岸和田市開発行為等の手続等に関する条例（平成22年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「上水道並びにこれら」を「これ」に改める。

第11条中「、岸和田市教育委員会及び岸和田市上水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長」を「及び岸和田市教育委員会」に改める。

別表上水道施設に関する事項の項を削る。

(岸和田市道路占用料条例の一部改正)

第2条 岸和田市道路占用料条例（昭和37年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「本市の」を削り、「もの」の次に「(他の市町村の水道事業の用に供するものを除く。)」を加える。

(岸和田市下水道条例の一部改正)

第3条 岸和田市下水道条例（昭和43年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下第18条の3第2項後段を除き「管理者」という。）」を「市長」に改める。

第3条の2第3号から第5号までの規定中「管理者」を「市長」に改める。

第4条第1項中「管理者が別に」を「規則で」に、「管理者」を「市長」に改め、同条第2項中「管理者」を「市長」に改める。

第6条第1項中「管理者が別に」を「規則で」に、「管理者」を「市長」に改め、同条第2項ただし書中「管理者」を「市長」に改める。

第6条の2第2項中「管理者が別に」を「規則で」に、「管理者」を「市長」に改め、同条第3項第4号中「管理者が別に」を「規則で」に改める。

第6条の3第1項各号列記以外の部分中「管理者」を「市長」に改め、同項第4号ア中「管理者が別に」を「規則で」に改め、同条第2項中「管理者」を「市長」に改める。

第6条の4第1項及び第2項中「管理者」を「市長」に改め、同条第3項中「管理者が別に」を「規則で」に改める。

第6条の5第3号、第4号及び第6号から第9号までの規定中「管理者」を「市長」に改める。

第6条の6中「管理者が別に」を「規則で」に、「管理者」を「市長」に改める。

第6条の7第1項及び第6条の9第6項中「管理者」を「市長」に改める。

第7条第1項及び第2項中「管理者」を「市長」に改め、同条第3項中「管理者が別

に」を「規則で」に改める。

第9条第1項中「管理者が別に」を「規則で」に、「管理者」を「市長」に改め、同条第2項中「管理者」を「市長」に改める。

第11条第1項中「管理者が別に」を「規則で」に、「管理者」を「市長」に改め、同条第2項中「管理者が別に」を「規則で」に、「管理者」を「市長」に改める。

第12条第3項中「管理者が別に」を「規則で」に改める。

第13条、第15条から第17条まで及び第18条の2中「管理者」を「市長」に改める。

第18条の3第1項第1号及び第2号中「管理者」を「市長」に改め、同項第3号中「管理者が別に」を「規則で」に、「管理者」を「市長」に改め、同条第2項中「管理者は」を「市長は」に改め、同条第3項中「管理者」を「市長」に改める。

第18条の4から第18条の6まで、第19条第2項及び第20条中「管理者」を「市長」に改める。

第21条第1項中「管理者」を「市長」に改め、同条第2項中「管理者が別に」を「規則で」に改める。

第23条第1項及び第2項、第24条第2項、第25条第1項及び第2項、第26条第1項、第30条第3号及び第5号、第31条第1号、第32条第2号、第34条第6号、第38条並びに別表第3項中「管理者」を「市長」に改める。

(岸和田市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第4条 岸和田市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和62年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」を「市長」に改める。

第2条第2項、第3条第1項及び第2項、第5条、第6条第1項及び第3項並びに第7条から第10条までの規定中「管理者」を「市長」に改める。

(岸和田市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第5条 岸和田市農業集落排水処理施設条例（平成13年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」を「市長」に改める。

第3条及び第4条中「管理者」を「市長」に改める。

第5条第1項中「管理者が別に」を「規則で」に、「管理者」を「市長」に改め、同条第2項中「管理者」を「市長」に改める。

第6条、第8条、第9条第2項及び第4項、第11条、第12条第1項、第13条第1項及び

第2項、第15条第1項及び第2項、第16条各号、第17条、第18条並びに第23条中「管理者」を「市長」に改める。

(岸和田市農業集落排水事業分担金条例の一部改正)

第6条 岸和田市農業集落排水事業分担金条例（平成10年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」を「市長」に、「管理者」を「市長」に改め、同条第3項中「管理者」を「市長」に改める。

第5条第1項中「管理者は」を「市長は」に、「管理者が別に」を「規則で」に改め、同条第2項中「管理者」を「市長」に改める。

第6条から第8条までの規定中「管理者」を「市長」に改める。

(岸和田市上水道事業及び下水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例の廃止)

第7条 岸和田市上水道事業及び下水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第24号）は、廃止する。

(岸和田市上水道事業給水条例の廃止)

第8条 岸和田市上水道事業給水条例（平成9年条例第31号）は、廃止する。

(岸和田市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の廃止)

第9条 岸和田市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成25年条例第15号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(岸和田市下水道条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行前に第3条の規定による改正前の岸和田市下水道条例の規定によってした処分、手続その他の行為であって、同条の規定による改正後の岸和田市下水道条例（以下「新下水道条例」という。）の規定に相当の規定があるものは、新下水道条例の相当の規定によってしたものとみなす。

(岸和田市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行前に第4条の規定による改正前の岸和田市公共下水道事業受益者負担に関する条例の規定によってした処分、手続その他の行為であって、同条の規定による改正後の岸和田市公共下水道事業受益者負担に関する条例（以下「新公共下水道事業受益者負担条例」という。）の規定に相当の規定があるものは、新公共下水道事業受益者負

担条例の相当の規定によってしたものとみなす。

(岸和田市農業集落排水処理施設条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行前に第5条の規定による改正前の岸和田市農業集落排水処理施設条例の規定によってした処分、手続その他の行為であって、同条の規定による改正後の岸和田市農業集落排水処理施設条例（以下「新農業集落排水処理施設条例」という。）の規定に相当の規定があるものは、新農業集落排水処理施設条例の相当の規定によってしたものとみなす。

(岸和田市農業集落排水事業分担金条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 この条例の施行前に第6条の規定による改正前の岸和田市農業集落排水事業分担金条例の規定によってした処分、手続その他の行為であって、同条の規定による改正後の岸和田市農業集落排水事業分担金条例（以下「新農業集落排水事業分担金条例」という。）の規定に相当の規定があるものは、新農業集落排水事業分担金条例の相当の規定によってしたものとみなす。

議案第96号

岸和田市営住宅条例の一部改正について

岸和田市営住宅条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和6年12月9日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市営住宅条例の一部を改正する条例

岸和田市営住宅条例（平成9年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条の表大宮住宅の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第97号

令和6年度岸和田市一般会計補正予算（第5号）

令和6年度岸和田市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ279,752千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90,007,208千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

令和6年12月9日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		23,181,959	2,491	23,184,450
	02 国庫補助金	5,105,488	2,491	5,107,979
16 府支出金		7,255,754	19,384	7,275,138
	02 府補助金	1,286,028	19,384	1,305,412
18 寄附金		719,131	1,592	720,723
	01 寄附金	719,131	1,592	720,723
19 繰入金		4,056,970	69,385	4,126,355
	01 基金繰入金	3,856,338	69,385	3,925,723
21 諸収入		1,823,416	228,000	2,051,416
	04 収益事業収入	345,000	228,000	573,000
22 市債		4,618,100	△41,100	4,577,000
	01 市債	4,618,100	△41,100	4,577,000
歳入合計		89,727,456	279,752	90,007,208

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
02 総務費		7,346,525	5,080	7,351,605
	01 総務管理費	5,924,824	5,080	5,929,904
03 民生費		49,479,854	49,655	49,529,509
	02 児童福祉費	17,814,543	49,655	17,864,198
04 衛生費		7,265,772	7,594	7,273,366
	01 保健衛生費	1,810,632	7,594	1,818,226
06 農林水産業費		608,180	4,796	612,976
	01 農業費	444,698	4,796	449,494
07 商工費		855,416	1,000	856,416
	01 商工費	855,416	1,000	856,416
10 教育費		8,911,851	210,551	9,122,402
	01 教育総務費	1,178,652	209,751	1,388,403
	07 保健体育費	2,288,716	800	2,289,516
13 諸支出金		197,576	1,076	198,652
	02 還付金	163,684	1,076	164,760
歳 出	合 計	89,727,456	279,752	90,007,208

第2表 継続費補正

(変更分)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
03 民生費	02 児童福祉費	市立認定こども園整備事業	千円		千円	千円		千円
			847,745	令和5年度	339,098	847,745	令和5年度	339,098
				令和6年度	508,647		令和6年度	465,227
						令和7年度	43,420	
04 衛生費	01 保健衛生費	斎場整備事業	3,287,561	令和4年度	0	3,507,563	令和4年度	0
				令和5年度	1,369,129		令和5年度	1,369,129
				令和6年度	7,920		令和6年度	7,920
				令和7年度	1,274,248		令和7年度	1,274,248
				令和8年度	636,264		令和8年度	856,356

第3表 債務負担行為補正

(追加分)

事 項	期 間	限 度 額
市庁舎空調機器整備 (庁舎管理事業)	令和6年度から 令和7年度まで	千円 6,200
大阪・関西万博自治体催事出展 (大阪・関西万博推進事業)	令和6年度から 令和7年度まで	5,768
大阪・関西万博青少年海外音楽受入 (国際交流事業)	令和6年度から 令和7年度まで	5,000
保育所空調機器整備 (保育所整備事業)	令和6年度から 令和7年度まで	10,000
保健センター空調機器整備 (保健センター管理事業)	令和6年度から 令和7年度まで	14,000
お城まつり業務委託 (観光振興事業)	令和6年度から 令和7年度まで	2,600
岸和田城指定管理料 (追加分) (岸和田城指定管理事業)	令和6年度から 令和8年度まで	4,235
児童・生徒用タブレットPC端末更新 (学校ICT環境整備事業)	令和6年度から 令和7年度まで	914,475
デジタル採点システム導入 (学校ICT環境整備事業)	令和6年度から 令和7年度まで	4,884
大阪・関西万博児童・生徒無料招待バス借上げ (児童生徒育成支援事業)	令和6年度から 令和7年度まで	92,000
学校給食費納付額決定通知書等及び督促状印刷 封入・封緘業務委託 (学校給食運営事業)	令和6年度から 令和7年度まで	3,753

(変更分)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
学校給食調理業務委託 (学校給食運営事業)	令和6年度から	千円 182,292	令和6年度から	千円 260,400
	令和9年度まで		令和9年度まで	

第4表 地方債補正

(変更分)

起債の目的	補正前							補正後									
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				備考	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				備考	
				区分	償還期限	据置期間	償還方法					その他	区分	償還期限	据置期間		償還方法
児童福祉施設整備事業	千円 802,400		%以内		年以内	年以内			千円 761,300		%以内		年以内	年以内			令和6年4月25日提出議案第43号 4月25日可決

議案第98号

令和6年度岸和田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度岸和田市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,344千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,683,032千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月9日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
08 繰越金		1	3,344	3,345
	01 繰越金	1	3,344	3,345
歳入合計		21,679,688	3,344	21,683,032

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
07 諸支出金		21,170	3,344	24,514
	01 償還金及び還付加算金	21,170	3,344	24,514
歳 出 合 計		21,679,688	3,344	21,683,032

議案第99号

令和6年度岸和田市自転車競技事業特別会計補正予算（第2号）

令和6年度岸和田市の自転車競技事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,428,998千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38,401,971千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月9日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
01 競輪事業収入		34,818,841	2,428,998	37,247,839
	01 事業収入	34,818,841	2,428,998	37,247,839
歳入合計		35,972,973	2,428,998	38,401,971

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
01 自転車競技費		35,424,356	2,124,633	37,548,989
	02 開催費	35,281,700	2,124,633	37,406,333
02 積立金		225,586	76,365	301,951
	01 積立金	225,586	76,365	301,951
03 繰出金		95,000	228,000	323,000
	01 繰出金	95,000	228,000	323,000
歳 出 合 計		35,972,973	2,428,998	38,401,971

議案第100号

指定管理者の指定について

次のとおり岸和田市立福祉総合センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和6年12月9日提出

岸和田市長 永野耕平

記

- 1 施設の名 称 岸和田市立福祉総合センター
- 2 指定の相手方 岸和田市野田町一丁目5番5号
社会福祉法人 岸和田市社会福祉協議会
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

各會計事項別明細書

一 般 会 計

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	23,181,959	2,491	23,184,450
16 府支出金	7,255,754	19,384	7,275,138
18 寄附金	719,131	1,592	720,723
19 繰入金	4,056,970	69,385	4,126,355
21 諸収入	1,823,416	228,000	2,051,416
22 市債	4,618,100	△41,100	4,577,000
歳入合計	89,727,456	279,752	90,007,208

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
02 総務費	7,346,525	5,080	7,351,605
03 民生費	49,479,854	49,655	49,529,509
04 衛生費	7,265,772	7,594	7,273,366
06 農林水産業費	608,180	4,796	612,976
07 商工費	855,416	1,000	856,416
10 教育費	8,911,851	210,551	9,122,402
13 諸支出金	197,576	1,076	198,652
歳 出 合 計	89,727,456	279,752	90,007,208

(単位：千円)

補正額の財源内訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
0	0	0	5,000	80
830	14,588	△41,100	64,405	10,932
0	0	0	772	6,822
0	4,796	0	0	0
0	0	0	0	1,000
1,661	0	0	800	208,090
0	0	0	0	1,076
2,491	19,384	△41,100	70,977	228,000

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金 (項) 02 国庫補助金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	23,181,959	2,491	23,184,450
02 国庫補助金	5,105,488	2,491	5,107,979
02 民生費国庫補助金	897,954	830	898,784
07 教育費国庫補助金	227,208	1,661	228,869

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
02 児童福祉費補助金	830	障害児通所支援事業費補助金	830 (子育て支援課)
01 教育総務費補助金	1,661	学校 I C T環境整備事業費補助金	1,661 (学校管理課)

(款) 16 府支出金 (項) 02 府補助金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
16 府支出金	7,255,754	19,384	7,275,138
02 府補助金	1,286,028	19,384	1,305,412
02 民生費府補助金	1,090,201	14,588	1,104,789
05 農林水産業費府補助金	77,540	4,796	82,336

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
02 児童福祉費補助金	14,588	子ども医療助成費補助金 ひとり親家庭医療助成費補助金	5,513 (子育て支援課) 9,075 (子育て支援課)
01 農業費補助金	4,796	土地改良施設管理事業費補助金	4,796 (農林水産課)

(款) 18 寄附金 (項) 01 寄附金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
18 寄附金	719,131	1,592	720,723
01 寄附金	719,131	1,592	720,723
03 指定寄附金	1,031	1,592	2,623

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
01 指定寄附金	1,592	児童福祉費々途指定寄附金 保健衛生費々途指定寄附金 保健体育費々途指定寄付金	20 (子ども家庭課) 772 (健康推進課) 800 (スポーツ振興課)

(款) 19 繰入金 (項) 01 基金繰入金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
19 繰入金	4,056,970	69,385	4,126,355
01 基金繰入金	3,856,338	69,385	3,925,723
03 岸和田市ふるさと応援基金繰入金	1,260,562	71,705	1,332,267
12 公共公益施設整備基金繰入金	174,995	△2,320	172,675

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
01 岸和田市ふるさと応援基金繰入金	71,705	岸和田市ふるさと応援基金繰入金	71,705 (企画課)
01 公共公益施設整備基金繰入金	△2,320	公共公益施設整備基金繰入金	△2,320 (こども園推進課)

(款) 21 諸収入 (項) 04 収益事業収入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
21 諸収入	1,823,416	228,000	2,051,416
04 収益事業収入	345,000	228,000	573,000
01 競輪事業収入	95,000	228,000	323,000

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
01 競輪事業収入	228,000	競輪事業収入	228,000 (財政課)

(款) 22 市債 (項) 01 市債

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
22 市債	4,618,100	△41,100	4,577,000
01 市債	4,618,100	△41,100	4,577,000
02 民生債	831,500	△41,100	790,400

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
02 児童福祉債	△41,100	認定こども園整備事業債	△41,100 (こども園推進課)

3 歳 出

(款) 02 総務費 (項) 01 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
02 総務費	7,346,525	5,080	7,351,605	0	0	5,000	80
01 総務管理費	5,924,824	5,080	5,929,904	0	0	5,000	80
03 人事管理費	172,156	80	172,236	0	0	0	80
10 企画費	1,102,682	5,000	1,107,682	0	0	5,000	0

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
01 報酬	63	003500		01 報酬	63
		人事・給与管理事業	80	委員報酬	63
08 旅費	17	(人事課)		08 旅費	17
				費用弁償	17
18 負担金、補助 及び交付金	5,000	130500		18 負担金、補助及び交付金	5,000
		大阪・関西万博推進事 業	5,000	負担金	5,000
		(企画課)			

(款) 03 民生費 (項) 02 児童福祉費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
03 民生費	49,479,854	49,655	49,529,509	15,418	△41,100	64,405	10,932
02 児童福祉費	17,814,543	49,655	17,864,198	15,418	△41,100	64,405	10,932
02 子ども・子育て支援費	11,944,838	20	11,944,858	0	0	20	0
04 子ども医療助成費	686,273	73,239	759,512	5,513	0	66,705	1,021
05 ひとり親家庭医療助成費	165,924	18,152	184,076	9,075	0	0	9,077
06 児童福祉施設費	1,087,141	△43,420	1,043,721	0	△41,100	△2,320	0
07 障害児通所支援費	1,744,914	1,664	1,746,578	830	0	0	834

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
17 備品購入費	20	131500 母子保健事業 (子ども家庭課)	20	17 備品購入費	20
				庁用器具費	18
				図書購入費	2
11 役務費	1,021	020400 子ども医療助成事業 (子育て支援課)	73,239	11 役務費	1,021
				手数料	1,021
19 扶助費	72,218			19 扶助費	72,218
				扶助費	72,218
11 役務費	596	020500 ひとり親家庭医療助成 事業 (子育て支援課)	18,152	11 役務費	596
				手数料	596
19 扶助費	17,556			19 扶助費	17,556
				扶助費	17,556
14 工事請負費	△43,420	124200 市立認定こども園整備 事業 (こども園推進課)	△43,420	14 工事請負費	△43,420
				工事費	△43,420
12 委託料	1,664	077300 障害児通所支援事業 (子育て支援課)	1,664	12 委託料	1,664
				システム管理・開発委託料	1,664

(款) 04 衛生費 (項) 01 保健衛生費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
04 衛生費	7,265,772	7,594	7,273,366	0	0	772	6,822
01 保健衛生費	1,810,632	7,594	1,818,226	0	0	772	6,822
01 保健衛生総務費	570,407	772	571,179	0	0	772	0
05 葬儀運営費	53,652	6,822	60,474	0	0	0	6,822

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
17 備品購入費	772	026900 保健センター管理事業 (健康推進課)	772	17 備品購入費 庁用器具費	772 772
18 負担金、補助 及び交付金	6,822	028400 市営葬儀運営事業 (市民課)	6,822	18 負担金、補助及び交付金 補助金	6,822 6,822

(款) 06 農林水産業費 (項) 01 農業費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
06 農林水産業費	608,180	4,796	612,976	4,796	0	0	0
01 農業費	444,698	4,796	449,494	4,796	0	0	0
03 農地費	217,995	4,796	222,791	4,796	0	0	0

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
12 委託料	4,796	033600 土地改良施設管理事業 (農林水産課)	4,796	12 委託料 その他の委託料	4,796 4,796

(款) 07 商工費 (項) 01 商工費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
07 商工費	855,416	1,000	856,416	0	0	0	1,000
01 商工費	855,416	1,000	856,416	0	0	0	1,000
03 観光費	352,380	1,000	353,380	0	0	0	1,000

(款) 10 教育費 (項) 01 教育総務費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
10 教育費	8,911,851	210,551	9,122,402	1,661	0	800	208,090
01 教育総務費	1,178,652	209,751	1,388,403	1,661	0	0	208,090
04 教育基金費	370	204,768	205,138	0	0	0	204,768
05 学校管理費	49,750	4,983	54,733	1,661	0	0	3,322
07 保健体育費	2,288,716	800	2,289,516	0	0	800	0
03 一般体育振興費	42,949	800	43,749	0	0	800	0

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
24 積立金	204,768	051800 教育基金積立事業 (教育総務部総務課)	204,768	24 積立金 積立金	204,768 204,768
12 委託料	4,983	115200 学校 I C T 環境整備事 業 (学校管理課)	4,983	12 委託料 その他の委託料	4,983 4,983
17 備品購入費	800	063700 スポーツ振興課管理事 務事業 (スポーツ振興課)	800	17 備品購入費 庁用器具費	800 800

(款) 13 諸支出金 (項) 02 還付金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
13 諸支出金	197,576	1,076	198,652	0	0	0	1,076
02 還付金	163,684	1,076	164,760	0	0	0	1,076
04 国庫支出金還付金	145,611	71	145,682	0	0	0	71
05 府支出金還付金	760	1,005	1,765	0	0	0	1,005

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
22 償還金、利子 及び割引料	71	127300 障害者自立支援医療費 国庫負担金償還事業 (障害者支援課)	71	22 償還金、利子及び割引料 償還金	71 71
22 償還金、利子 及び割引料	1,005	133200 障害者自立支援医療費 府負担金償還事業 (障害者支援課)	36	22 償還金、利子及び割引料 償還金	36 36
		126900 教育・保育施設等施設 型給付事業費府負担金 償還事業 (子育て施設課)	969	22 償還金、利子及び割引料 償還金	969 969

国民健康保険事業特別会計

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
08 繰越金	1	3,344	3,345
歳入合計	21,679,688	3,344	21,683,032

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
07 諸支出金	21,170	3,344	24,514
歳出合計	21,679,688	3,344	21,683,032

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
0	0	0	0	3,344
0	0	0	0	3,344

2 歳 入

(款) 08 繰越金 (項) 01 繰越金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
08 繰越金	1	3,344	3,345
01 繰越金	1	3,344	3,345
01 繰越金	1	3,344	3,345

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
01 繰越金	3,344	前年度繰越金 3,344 (健康保険課)

3 歳 出

(款) 07 諸支出金 (項) 01 償還金及び還付加算金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
07 諸支出金	21,170	3,344	24,514	0	0	0	3,344
01 償還金及び還付加算金	21,170	3,344	24,514	0	0	0	3,344
03 保険給付費等 交付金償還金	1,000	3,344	4,344	0	0	0	3,344

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
22 償還金、利子 及び割引料	3,344	605400 保険給付費等交付金償 還事業 (健康保険課)	3,344	22 償還金、利子及び割引料 償還金	3,344 3,344

自転車競技事業特別会計

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
01 競輪事業収入	34,818,841	2,428,998	37,247,839
歳入合計	35,972,973	2,428,998	38,401,971

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
01 自転車競技費	35,424,356	2,124,633	37,548,989
02 積立金	225,586	76,365	301,951
03 繰出金	95,000	228,000	323,000
歳出合計	35,972,973	2,428,998	38,401,971

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
0	0	0	0	2,124,633
0	0	0	0	76,365
0	0	0	0	228,000
0	0	0	0	2,428,998

2 歳 入

(款) 01 競輪事業収入 (項) 01 事業収入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
01 競輪事業収入	34,818,841	2,428,998	37,247,839
01 事業収入	34,818,841	2,428,998	37,247,839
01 通常開催競輪事業収入	34,818,841	2,428,998	37,247,839

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
01 勝者投票券売上収入	2,428,998	勝者投票券売上収入	2,428,998 (公営競技事業所)

3 歳 出

(款) 01 自転車競技費 (項) 02 開催費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
01 自転車競技費	35,424,356	2,124,633	37,548,989	0	0	0	2,124,633
02 開催費	35,281,700	2,124,633	37,406,333	0	0	0	2,124,633
01 通常開催競輪費	35,247,160	2,124,633	37,371,793	0	0	0	2,124,633

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
07 報償費	1,503	620400		07 報償費	1,503
12 委託料	217,238	開催事業 (公営競技事業所)	228,796	報償金	1,503
18 負担金、補助 及び交付金	132,279			12 委託料	217,238
22 償還金、利子 及び割引料	1,773,613			事業実施運営委託料	166,549
				その他の委託料	50,689
				18 負担金、補助及び交付金	10,055
				負担金	10,055
		620500		22 償還金、利子及び割引料	1,773,613
		投票払戻事業 (公営競技事業所)	1,773,613	償還金	1,773,613
		620800		18 負担金、補助及び交付金	56,400
		全国競輪施行者協議会 分担事業 (公営競技事業所)	56,400	負担金	56,400
		620900		18 負担金、補助及び交付金	65,824
		J K A 交付事業 (公営競技事業所)	65,824	交付金	65,824

(款) 02 積立金 (項) 01 積立金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
02 積立金	225,586	76,365	301,951	0	0	0	76,365
01 積立金	225,586	76,365	301,951	0	0	0	76,365
01 積立金	225,586	76,365	301,951	0	0	0	76,365

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内 訳	
24 積立金	76,365	621500		24 積立金	61,104
		岸和田競輪場施設改善 基金積立事業 (公営競技事業所)	61,104	積立金	61,104
		621600		24 積立金	15,261
		岸和田競輪場環境改善 基金積立事業 (公営競技事業所)	15,261	積立金	15,261

(款) 03 繰出金 (項) 01 繰出金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
03 繰出金	95,000	228,000	323,000	0	0	0	228,000
01 繰出金	95,000	228,000	323,000	0	0	0	228,000
01 繰出金	95,000	228,000	323,000	0	0	0	228,000

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内 訳	
27 繰出金	228,000	621700		27 繰出金	228,000
		一般会計繰出事業	228,000	繰出金	228,000
		(公営競技事業所)			

- 1) 継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書
- 2) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書
- 3) 地方債の前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

1) 継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書
(変更分)

(一般会計)

款	項	事業名	全 体 計 画						前前年度 末までの 支出額	前年度末 までの 支出 (見込)額	当該年度 支 出 予 定 額	当該年度 末までの 支 出 予 定 額	翌 年 度 以 降 支 出 予 定 額	継続費の 総 額 に 対 する 進 捗 率					
			年度	年割額	左 の 財 源 内 訳														
					特 定 財 源										一 般 財 源				
					国庫支出金	府 支 出 金	地 方 債	そ の 他											
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%							
03	02	市民児童福祉費	変更新前	5	339,098	26,643		297,400	15,055	0		339,098			40.00				
				6	508,647	40,318		446,000	22,329	0		508,647	508,647		60.00				
				計	847,745	66,961	0	743,400	37,384	0	0	339,098	508,647	508,647	0	100.00			
				5	339,098	26,643		297,400	15,055	0		339,098				40.00			
				6	465,227	40,318		404,900	20,009	0			465,227	465,227		54.88			
				7	43,420			41,000	2,420	0					43,420	5.12			
		計	847,745	66,961	0	743,300	37,484	0	0	339,098	465,227	465,227	43,420	100.00					
	04	01	衛生保健整備衛生費	変更新前	4	0					0					0.00			
					5	1,369,129			502,100	684,564	182,465		1,369,129	1,369,129		41.65			
					6	7,920			2,900	3,960	1,060			7,920	7,920		0.24		
					7	1,274,248			478,100	637,124	159,024					1,274,248	38.76		
					8	636,264			241,100	318,132	77,032					636,264	19.35		
計					3,287,561	0	0	1,224,200	1,643,780	419,581	0	1,369,129	7,920	1,377,049	1,910,512	100.00			
費					業	変更新後	4	0					0					0.00	
							5	1,369,129			502,100	684,564	182,465		1,125,030	1,125,030		39.03	
							6	7,920			2,900	3,960	1,060			14,245	14,245		0.23
							7	1,274,248			478,100	637,124	159,024					1,487,872	36.33
							8	856,356			327,400	428,178	100,778					880,506	24.41
							計	3,507,653	0	0	805,500	1,753,826	443,327	0	1,125,030	14,245	1,139,275	2,368,378	100.00

2) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加分)

(一般会計)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源
						国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
市庁舎空調機器整備 (庁舎管理事業)	千円 6,200		千円	令和6年度	千円 0					千円 0
				令和7年度	6,200					6,200
大阪・関西万博自治体催事出展 (大阪・関西万博推進事業)	5,768			令和6年度	0					0
				令和7年度	5,768				5,768	0
大阪・関西万博青少年海外音楽受入 (国際交流事業)	5,000			令和6年度	0					0
				令和7年度	5,000				5,000	0
保育所空調機器整備 (保育所整備事業)	10,000			令和6年度	0					0
				令和7年度	10,000			8,000		2,000
保健センター空調機器整備 (保健センター管理事業)	14,000			令和6年度	0					0
				令和7年度	14,000					14,000
お城まつり業務委託 (観光振興事業)	2,600			令和6年度	0					0
				令和7年度	2,600					2,600
岸和田城指定管理料(追加分) (岸和田城指定管理事業)	4,235			令和6年度	0					0
				令和7年度	2,068				2,068	0
				令和8年度	2,167				2,167	0
児童・生徒用タブレットPC 端末更新 (学校ICT環境整備事業)	914,475			令和6年度	0					0
				令和7年度	914,475	572,183			342,292	0
デジタル採点システム導入 (学校ICT環境整備事業)	4,884			令和6年度	0					0
				令和7年度	4,884	2,442				2,442

事 項	限 度 額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源
						国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
大阪・関西万博児童・生徒無料招待バス借上げ （児童生徒育成支援事業）	千円 92,000		千円	令和6年度	0	千円	千円	千円	千円	千円
				令和7年度	92,000				92,000	0
学校給食費納付額決定通知書等及び督促状印刷封入・封緘業務委託 （学校給食運営事業）	3,753			令和6年度	0					0
				令和7年度	3,753					3,753

（変更分）

（一般会計）

事 項	限 度 額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源
						国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
変更前 学校給食調理業務委託 （学校給食運営事業 （浜小学校・八木北小学校・城東小学校））	千円 182,292		千円	令和6年度	0	千円	千円	千円	千円	千円
				令和7年度	60,764					60,764
				令和8年度	60,764					60,764
				令和9年度	60,764					60,764
変更後 学校給食調理業務委託 （学校給食運営事業 （浜小学校・八木北小学校・城東小学校・城内小学校））	260,460			令和6年度	0					0
				令和7年度	86,820					86,820
				令和8年度	86,820					86,820
				令和9年度	86,820					86,820

3) 地方債の前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前年度末現在高			当該年度中増減見込額						当該年度末現在高見込額		
				当該年度中起債見込額			当該年度中元金償還見込額					
	補正前 の 額	補正額	補正後 の 額	補正前 の 額	補正額	補正後 の 額	補正前 の 額	補正額	補正後 の 額	補正前 の 額	補正額	補正後 の 額
1 普通債												
(10) その他	1,434,654		1,434,654	893,900	△ 41,100	852,800	81,481		81,481	2,247,073	△ 41,100	2,205,973
計	19,382,977	0	19,382,977	4,151,000	△ 41,100	4,109,900	1,990,737	0	1,990,737	21,543,240	△ 41,100	21,502,140
一般会計計	48,925,516	0	48,925,516	4,618,100	△ 41,100	4,577,000	4,858,436	0	4,858,436	48,685,180	△ 41,100	48,644,080
合計	53,783,873	0	53,783,873	4,618,100	△ 41,100	4,577,000	5,473,454	0	5,473,454	52,928,519	△ 41,100	52,887,419

